春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号) の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

	北正然				北正兴		
改正後 長第2 (第4条関係)			D11 =	改正前 別表第2(第4条関係)			
		株字伊、桂却	別す				
機関	事務	特定個人情報		機関	事務	特定個人情報	
4 市	中国残留邦人等			4 市	中国残留邦人等		
長	の円滑な帰国の			長	の円滑な帰国の		
	促進並びに永住				促進並びに永住		
	帰国した中国残	5 ()			帰国した中国残	50	
	留邦人等及び特				留邦人等及び特		
	定配偶者の自立				定配偶者の自立		
	の支援に関する				の支援に関する		
	法律(平成6年				法律(平成6年		
	法律第30号)に				法律第30号)に		
	基づく支援給付				基づく支援給付		
	又は配偶者支援 金(以下「中国				又は配偶者支援 金(以下「中国		
	金 (以下) 中国 残留邦人等支援						
					残留邦人等支援 給付等」とい		
	給付等」といる。						
	う。)の支給に				う。)の支給に関する事務であ		
	関する事務であ						
	って規則で定め				って規則で定めるもの		
5 市	るもの 子ども・子育て	从国人先托伊雄			200		
長	支援法(平成24						
区	年法律第65号)						
	に基づく子ども						
	のための教育・						
	保育給付の支給						
	又は地域子ど						
	も・子育て支援						
	事業の実施に関						
	する事務であっ						
	て規則で定める						
	もの	 					
6 市	私立幼稚園就園	地方税関係情報		5 市	私立幼稚園就園	地方税関係情報	
長	奨励費補助金の			長	奨励費補助金の		
	交付に関する事				交付に関する事		

I		回ったななるの
		則で定めるもの
7 ±	で定めるもの	(A) 田田 (A) 桂扣
<mark>7</mark> 市	春日部市こども	
長 		又は児童福祉法
		(昭和22年法律
		第164号)第19条
	費の助成に関する事故でなって	1 ., -, -
		他の法令に基づく給付の支給に
	別 で 足めるも	関する情報であ
		の て規則で定め
		るもの
8 市	春日部市ひとり	
<u> </u>	親家庭等医療費	
		情報であって規
		則で定めるもの
	とり親家庭等医	
	療費の助成に関	
	する事務であっ	
	て規則で定める	
	もの	
9 市	春日部市重度要	地方税関係情報
長	介護高齢者手当	又は介護保険法
	支給条例に基づ	に基づく保険給
	く重度要介護高	付の支給、地域支
	齢者手当の支給	援事業の実施若
	に関する事務で	しくは保険料の
	あって規則で定	徴収に関する情
	めるもの	報であって規則
		で定めるもの
10 市	介護保険法に基	外国人生活保護
長	づく保険給付の	関係情報であっ
	支給、地域支援	て規則で定める
	事業の実施又は	もの
	保険料の徴収に	
	関する事務であ	
	って規則で定め	
_	るもの	
11 市	春日部市重度心	
長		報、外国人生活保
		護関係情報、中国
		残留邦人等支援
	心身障害者医療	
	質の助成に関す	関する情報又は

ı	1	1
	務であって規則	則で定めるもの
	で定めるもの	
6 市	春日部市こども	住民票関係情報
長	医療費の助成に	又は児童福祉法
	関する条例に基	(昭和22年法律
	づくこども医療	第164号)第19条
	費の助成に関す	の7に規定する
	る事務であって	他の法令に基づ
	規則で定めるも	く給付の支給に
	の	関する情報であ
		って規則で定め
		るもの
7 市	春日部市ひとり	地方税関係情報
長	親家庭等医療費	又は住民票関係
	の助成に関する	情報であって規
	条例に基づくひ	則で定めるもの
	とり親家庭等医	
	療費の助成に関	
	する事務であっ	
	て規則で定める	
	もの	
8 市	春日部市重度要	地方税関係情報
長	介護高齢者手当	又は介護保険法
	支給条例に基づ	に基づく保険給
		付の支給、地域支
	齢者手当の支給	
	に関する事務で	
	あって規則で定	
	めるもの	報であって規則
- 1.	6	で定めるもの
9 市	介護保険法に基	
長	づく保険給付の	
	支給、地域支援	
	事業の実施又は	£ ()
	保険料の徴収に	
	関する事務であ	
	って規則で定め	
10 -	るもの	4. 江口=# BB 15 14
10 市	春日部市重度心	
長		報、外国人生活保
		護関係情報、中国
	例に基づく重度	-
	心身障害者医療	
	費の助成に関す	関する情報又は

	る事務であって	住民票関係情報			る事務であって	住民票関係情報
	規則で定めるも	であって規則で			規則で定めるも	であって規則で
	の	定めるもの			0	定めるもの
12 市	春日部市在宅重	地方税関係情報		11 市	春日部市在宅重	地方税関係情報
長	度心身障害者手	又は住民票関係		長	度心身障害者手	又は住民票関係
	当支給条例に基	情報であって規			当支給条例に基	情報であって規
	づく在宅重度心	則で定めるもの			づく在宅重度心	則で定めるもの
	身障害者手当の				身障害者手当の	
	支給に関する事				支給に関する事	
	務であって規則				務であって規則	
	で定めるもの				で定めるもの	
13 教	学校保健安全法	就学援助の実施		12 教	学校保健安全法	就学援助の実施
育委	(昭和33年法律	に関する情報で		育委	(昭和33年法律	に関する情報で
員会	第56号) に基づ	あって規則で定		員会	第56号) に基づ	あって規則で定
	く医療に要する	めるもの			く医療に要する	めるもの
	費用についての				費用についての	
	援助に関する事				援助に関する事	
	務であって規則				務であって規則	
	で定めるもの				で定めるもの	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。